

はじめに

すべての人々の人権が尊重され、平和で心豊かな社会の実現のためには、私たち一人ひとりの人権意識を高めることが大切です。

本市は1993年（平成5年）に「人権尊重都市宣言」を行い、その後、1996年（平成8年）には、この趣旨の実現を目指した「鈴鹿市人権擁護に関する条例」を施行しました。2000年（平成12年）には、「鈴鹿市人権擁護に関する施策基本方針」を策定し、すべての人が人として尊ばれ、基本的人権が保障された明るく住みよい社会の実現にむけて、人権教育・啓発活動を積極的に推進してまいりました。

しかしながら、急速な少子高齢化や国際化、情報化など社会が大きく変化する中で、人権問題は時代の変化とともに、複雑化、多様化しているのが現状です。

そこで、人権問題に関する市民の意識状況を把握し、更なる人権施策を推進するための基本的な資料を得ることを目的として、このたび「人権問題に関する市民意識調査」を実施いたしました。

この調査は、過去に1989年（平成元年）、1996年（平成8年）、2006年（平成18年）に実施しています。本調査では、これまでの同和問題に関する調査項目に加え、現在、深刻な問題となっているインターネットによる人権侵害に関する項目や、企業の社会的責任に関する項目を増やし実施いたしました。

今後は、人権が尊重される住みよい鈴鹿市となるよう、この調査結果から見てきた人権課題の解決に向け、人権施策を進めてまいります。また、本報告書が関係機関はもとより、多くの皆様にご活用いただければ幸いです。

最後に、本調査の実施にあたり、ご協力をいただきました市民の皆様と関係者の方々に厚くお礼を申し上げます。

2017年（平成29年）7月

鈴鹿市長 末松 則子